

【資料紹介】「奥州通道中記」(続)

太田原慶子・佐藤良宣・  
滝本 敦・本田 伸

Our New Document: "Oshu-Dori Dochnuki"  
—The Hirosaki-Tsugaru Clan's Travel Memorandum  
for the Mandatory Alternate Residence (2)

OTAHARA Keiko, SATO Yoshinobu,  
TAKIMOTO Atsushi, HONDA Shin

キーワード：弘前藩、参勤交代

青森県立郷土館では、本県関連資料収集のため、平成四年度から資料購入事業を実施してきた。本稿で紹介する「奥州通道中記」もその一つである。

本資料は、弘前藩士が藩所蔵の道中記等を筆写し、参勤交代の際に参考にしたものと考えられ、実用性を意識して各所の概況が簡潔に整理されている。

成立は、安政五年(一八五八)頃、実際に使用しながら新たに得た情報や知見を補足・修正したもので、末尾の万延元年(一八六〇)の年紀から、使用年代もさほど差がないと考

えられる(本稿143頁下段5行目)。

前半部分「道中記」は、弘前城下の本丁一丁目から、弘前藩上屋敷のある江戸本所二ツ目に至る道筋の地理的情報と、道中での慣例等について書き連ねたものである。各地の名所に関する故事についての言及が、所々にある。ことに、関東に入ってから目に付く。但しそれは「御登御道中記」(国文学研究資料館津軽家文書、請求番号二二B・三三五・三一)とは内容に異なる点はあるものの、半分以上同じ地点を取り上げている。

資料全体の構成及び前半部分「道中記」の翻刻文は、「資料紹介「奥州通道中記」(青森県立郷土館研究紀要第四六号)※を参照されたい。

本稿では、後半部分を紹介する。その内容は次のとおりである。

「道中勤方略記」は、道中での寺社参詣や服装の注意点や宿場や関所等で出会う関係者の動きを簡条書きで記したものである。前回取り上げた「道中記」にも同様の内容は含まれているが、それ以外の内容もあり、「道中記」を補完するものとも言えそうである。次の「附録」はそれらに付随する内容である。

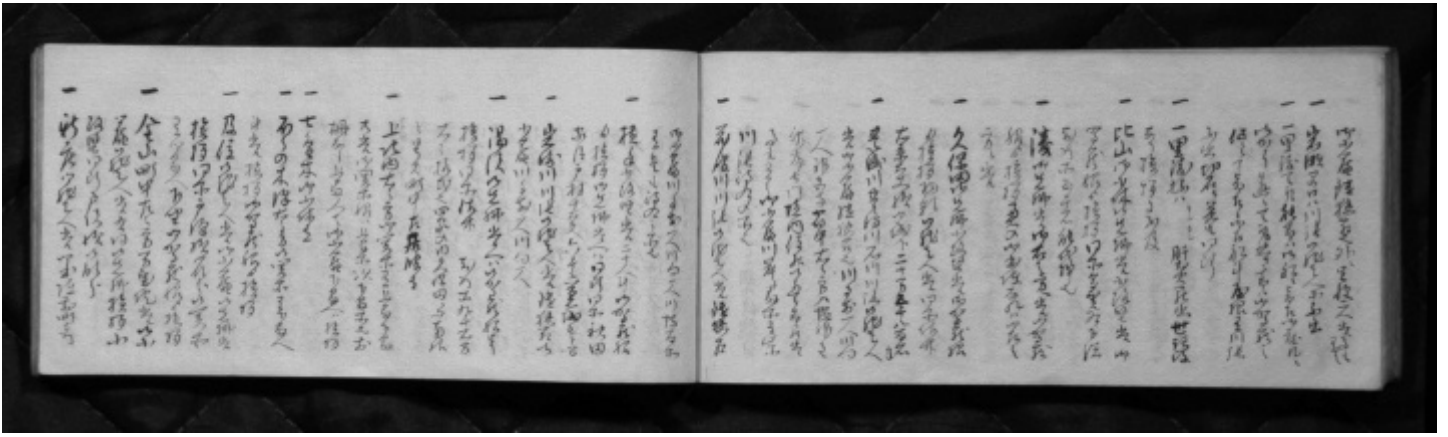
「定」は人馬世話役人、関所番人等への対

応についての内規であるが、宿場で出会うそれらの者たちが「僕」(従者など)を伴っているか否か、腰の刀が一本か二本かなどという基準で、挨拶をするか否か、挨拶を駕籠の脇にするかどうか、ということを決めている点に興味深い。「伺之部」は、朝の出立時の動き等、伺いを立てるべき事項を記している。

「御小姓組之頭勤方」では道中での寺社参詣、各所での土産物の購入、酒事、小休止を行う場所が列挙されている。湯沢では「稲庭饅頭」百把を例年購入している様子が見える。

また、立ち寄り先の部屋見取り図もある。最後の部分では、「人馬追触」の具体的な様式を示している。通常、参勤交代の行列には、先発隊とも言える者達が居て、本隊のために人馬の手配等を行っているが、何らかの理由で彼らが到着していない場合、代わりの者がこの「人馬追触」を出して、人馬の手配を行っている様子が見える。

今回のその他の内容は、佐竹家領の長走・院内の番所を通過する際の作法を記した「寛」、「道中心得」「寛文二年道中掟」等である。(概要は前※参照)。



「道中勤番略記」

奥州通道中記 (青森県立郷土館蔵)

【資料データ】

令和二年度購入資料 受入番号 二四六七―一

【体裁】

横帳 (閉じた状態) 九・〇×一九・五センチ  
七六丁 (表紙・裏表紙は除く)

【校訂者注・補足】

①旧字体は原則として新字体に改めたが、必要により原表記のままのところもある。

②読点はすべて、校訂者による。

③敬意を示す欠字・平出・擡頭の類は省略し、字間・行間を詰めた。

④貼紙等による修正箇所については次のように表記し、その位置を「※」などで示した。

(懸紙) 〓 複数行にわたりめくれるもの

(点羽) 〓 単独行分だけめくれるもの

(貼紙) 〓 すべてを覆うよう貼り付けるもの

道中勤書略記

一、御発駕、千年山迄惣御供裁付着用、

一、即日御供大日門前ニ而代る、大日并古懸ニも御参詣有之、

一、碓ヶ関御門前町奉行出ル、翌日御関所前御通の節町奉行御番所ニ出ル、別に扱無之、

一、碓ヶ関御着、伺御機嫌役人参、改方へも相

廻可申候、

一、於矢立峠御小休所有、御代官出ル、

一、長走、尻合共いふ、御関所御番人下座、御小簾、下番人ハ御駕籠脇より挨拶、御番人と下番人と居所別ニ有、番所前柵立有、下番ハ御門戸扉押也、左右ニ出ルなし、

一、大館入口、大館川橋也、川綱御馳走人出ル、鍵・挟箱也、物影御馳走人出ル、小路堅有、御先払出、皆佐竹様御印也、大館川外ニ又足軽出ル事も有、

一、大館、下口郡、佐竹四家之内佐竹 (アキママ) 高六千石、久保田ニ而西様と云、御通之節御先払出ル、御駕籠脇より挨拶、

一、勝田、川橋なれ共川綱御馳走人出ル、御小簾、鍵・挟箱也、外ニ足軽二人出ル事も有之、

一、岩瀬、早口ハ川綱御馳走人等不出、

一、一里渡、天气能節ハ御船ニ被為召、御床几

ニ御か、り被遊候、天气悪き節ハ御駕籠之俣

ニて被為召罷候、御召船計屋根有、川綱不出、

切石ヶ鼻も同断、

一、一里渡杯ハ ケンタン ・肝煎罷出、世話致なり、

挨拶に不及、

一、比山、御小休、御先払出ル、小路堅出ル、御駕籠脇より挨拶、同所多賀谷下総奉行所、五千石、能代押也、

一、湊、御先払出ル、御右之方へ出ル、御駕籠脇より挨拶、奥の御本陣なれハ、御左之方へ出ル、

一、久保田、御先払・小路堅出ル、御駕籠脇より挨拶、物影御馳走人出ル、同所佐竹右京大夫様御城下、二十万八百万石余、

一、豊成川・豊嶋川・石川、川綱御馳走人出ル、御小簾、鎗・挟箱也、川手前一人、川向一人、神宮寺宿中右之方、八幡神主齋藤長門境内住居、御通之節罷出る事も有之、御小簾、川岸ニ番所有、此所川綱待合の所也、

一、花館川、川綱御馳走人出ル、鎗・挟箱、御小簾、川手前一人・川向一人、川端番所有、是も待合之所也、

一、横手、小路堅出ル、二十人計、御駕籠脇より挨拶、御先払出候へハ同断、同所秋田家臣戸村十大夫、六千六百石、城主と唱、

一、岩崎川、川綱御馳走人出ル、鎗・挟箱、御小簾、川手前一人、川向一人、

一、湯沢、御先払出候へハ御駕籠脇より挨拶、同所佐竹(アキマ)奉行所九千石、万石之格式也、四家の内久保田ニ而南様と号ス、町中左居館有、

一、上院内、右之方御関所有、上番・下番共出ル、御関所脇ハ上番所、次下番所なり、前柵

なし、上番人者御小簾、下番人ハ挨拶、

一、七色木、御小休有、

一、ほうの木沢、右之方御関所有、下番人計出ル、挨拶、御駕籠脇より挨拶、

一、及位、御馳走人出ル、御小簾、御先払出ル、挨拶、同所戸沢様御領分、御関所有、御番人下座、御駕籠脇より挨拶、

一、金山、町中左之方万宝院出ル、御小簾、御馳走人出ル有、同御先払、挨拶、小路堅同断、戸沢様御領分、

一、新庄、御馳走人出ル、御本陣前町奉行并代官一行出ル、何れも御小簾なれ共、物影取扱なし、只御馳走人平服ニ而、鎗箱堂ニ而出ル、御小簾、御先払挨拶、小路堅同断、町中右之方御城御門見ゆる、下番人下座、御駕籠脇より挨拶、二・三十間程又御門見ゆる、下番人下座、前同断、人馬世話役出ル、股引・打割、

無僕故御駕籠脇より挨拶、大体三人位、戸沢様御印ハ戸、御城下小路堅出、九曜其外藍返し羽織着、同所羽州最上郡戸塚上総介様御城下、六万八千石也、

一、船形、川綱御馳走人出ル、御小簾、川手前一人、川向一人、鎗・挟箱也、鎗不立ハ手前へ出ル、又小紋羽織着たるも有、同所ニ而為御馳走人馬世話役人出ル、踏込羽織、無僕故

御駕籠脇より挨拶、宿はつれ御関所有、下番人下座候へハ挨拶、上端猿羽根川舟渡、川綱出候時ハ御小簾、水無時ハ瀬越也、

一、名木沢、御代官領、御手代出、御右之方江出ル、御小簾、御先払出ル、御駕籠脇より挨拶、乳川渡り、間もなく御手代出、御小簾、右之方番所有、

一、尾花沢、御手代出、御右之方上一僕也、御小簾、御先払出、御駕籠脇より挨拶、大体御手代ハ上下と可致、七丁上乳川、舟渡し、川端迄御手代出ル、御小簾、

一、土生田、御手代兩人出、御小簾、夜中御手代出ル時ハ御用と書たる挑灯出ル也、

一、本飯田・宮崎等御手代出事も有、出候へハ御小簾、

一、館岡、御馳走人出ル、御小簾、御先払出ル、挨拶、

一、若木新田、別当山伏石宝院出、御小簾、別当より御先払出、挨拶ニ不及、

一、天童、織田(アキマ)様御領分、御馳走人出立付、小紋羽織、一僕ニ而出ル、御小簾、御先払出、御駕籠脇より挨拶、御右之方也、

一、漆山村、上杉様御領地、御通之節米沢より勤番役人出る事も有、御小簾、

一、山形、銅丁入口御番所有、御番人下座、御

小簾、尤羽織袴ニ而出ル、御先払出ル、挨拶、右之方御城御門見ゆる、御番人下座、挨拶、尤御門二度見ゆる、下番人也、御馳走人出候時ハ御小簾、

一、吉原村、松原と山形との関所有、下番人下座、御駕籠脇より挨拶、御馳走人出ル、御小簾、尤踏込羽織、一僕ニ而出ル、

一、四ツ屋新田、宿中左之方御関所有、御番人下座、御小簾ならひ挨拶、

一、上の山、御馳走人出、御小簾、御先払・小路堅出ル、挨拶、徒目付之内両刀無袴ニ而一僕召連、兩人ツ、三所ニ出、御小簾、右之方御城御門見ゆる、御本陣少し前ニ有、物影出ル、同所松平山城守様御城下、高三万石也、

一、櫓下、御関所有、御番人下座、挨拶、右之方二人馬世話役出、無袴・羽折故挨拶、上之山領也、櫓下峠、不動別当教門坊出、御小簾、不動へ御参詣有之、人馬世話役不出時も有、

一、湯原、入口左之方向仙台御関所有、御番人下座、尤鎗立出、御小簾、同所仙台様領、石川(アキマ) 知行所、御馳走人出候へハ御小簾、御先払出候へハ挨拶、

一、上戸沢、御関所有、御番人下座候へハ御小簾、御先払并下番人ハ御駕籠脇より挨拶、同所仙台領、片倉小十郎知行所也、

一、新峠、不動へ御参詣有之、別当出候へハ御小簾、小坂峠、不動へも御参詣有之、別当出候へハ前同断、

一、小坂、御代官領也、御手代出ル、御小簾、御先払出ル、挨拶、峠之上右之方堺杭耆本有、此所へ御先払出候也、

一、桑折、御手代出ル、御小簾、上下一僕なり、御先払挨拶、御右へ出ル也、

一、長倉、御手代出ル、兩人左右へ御小簾、御先払挨拶、

一、瀬の上、御馳走人出ル、御小簾、御先払ハ挨拶、同所木下(アキマ) 様之領地也

一、本鎌田、御手代出ル、御小簾、御先払ハ挨拶、

一、福島、御馳走人出、御小簾、御先払出ル、挨拶、同所板倉甲斐守御城下、高三万石、右之方御城御門見ゆる、下番人下座、挨拶、

一、若宮、御手代出ル、御小簾、

一、八丁目、御手代出ル、御小簾、御先払出、挨拶、

一、大取上、同所二本松領也、下端右丹羽様御関所有、御番人下座候へハ御小簾、下番人ハ挨拶、

一、二本松、御馳走人出、御小簾、御先払出、挨拶、けんだん出ル、二本指也、所々一人・

二人出ル、挨拶不及、御先払五・六人出ル、(二)の印也、問屋も二本指、ケンダン・問屋何れも平服也、同所丹羽左京大夫様御城下、十万七百石、左之方御城御門見ゆる、御番人下座、挨拶、

一、本宮、御馳走人出ル、御小簾、御先払出、挨拶、御本陣大小ニ而、宿入口前ニ而家来召連出ル、是より大体御本陣大小也、同所二本松領也、

一、高倉、御先払出候へハ御駕籠脇より挨拶、二本松領也、

一、郡山、御馳走人出候へハ御小簾、御先払ハ挨拶、人馬さいはい人出ル、前同断、二本松領也、

一、笹川、御先払出候得ハ挨拶、二本松領也、

一、須賀川、御馳走人出ル、御小簾、御先払出ル、挨拶、郷目付出候事有之、白川領阿部(アキマ) 様御領也、

一、大和久、御手代出ル、御小簾、

一、太田川、御手代出ル、御小簾、

一、小田川、御手代出ル、御小簾、

一、白川、御馳走人出ル、御小簾、御先払出ル、挨拶、同所阿部(アキマ) 様御城下、高十万石、本町右御城御門見ゆる、下番人出ル、御駕籠

脇より挨拶、

一、白坂、御馳走人出ル、御小簾、御先払出ル、御駕籠脇より挨拶、白川領也、

一、境の明神、御上下共御参詣、両社なり、御参詣前藤川宗宅方へ被為人御休、同所より御参詣御出、御供揃被仰付候へ、御徒三人・御長刀、御中小性兩人、御中小組御綱、御

供頭御手かる廻り計ニ而相勤之、外惣御供、右御参詣の内休居る、藤川宗宅・同良介共、御小簾、

一、芦野、御馳走人出ル、御小簾、御先払出ル、御駕籠脇より挨拶、人馬目付出ル、無僕也、然共御直の勤之由、人馬割出ル、挨拶時に寄るへし、御小簾、口伝、

但人馬目付之事也、詮義、芦野中務様交代寄合御在所、三千十六石也、

一、越堀、人馬割役人・馬締役等出ル、御小簾か、同所大関(アキマ)様御領地、一万八千石の内也、御先払御駕籠脇より挨拶、

一、鍋掛、御手代出ル、御小簾、御先払出ル、挨拶、

一、太田原、御馳走人出ル、御小簾、御先払出ルハ挨拶、町中追手御門見ゆる、御本陣より左之方也、御門番下座なし、下座候へ、挨拶、同所太田原飛驒守様御城下、一万千四百石也、

一、佐久山、御馳走人出ル、御小簾、御先払出

ル、挨拶、同所交代寄合福原(アキマ)様御在所、三千五百石、町中御城御門見ゆる、御番人下座、挨拶也、

但火之番廻り出ル、挟を持、印羽折を着る也、人馬世話役出、印羽折也、何れも御駕籠脇より挨拶、

一、喜連川、御馳走人・御先払出候得ハ御小簾、挨拶、山の上御城御門見ゆる、御番人下座候へハ挨拶、同所喜連川左兵衛督様御在城、五千石也、

一、桜野、御先払出候へハ挨拶、堀田様御領地なり、

一、氏家、御馳走人出、御先払、御駕籠脇より挨拶、戸田様御領地也、七万石之内、

一、白沢、御馳走人・御先払出候へハ、御駕籠脇より挨拶、戸田様御領也、

一、宇都宮、御馳走人出、御先払出ル、御小簾、挨拶也、同所戸田(アキマ)様御城下、町中左方御城御門見ゆる、御番人下座、挨拶、六万石、

一、雀宮、御手代出ル、御小簾、御先払出候へハ挨拶、

一、上石橋、御手代出、御小簾、御先払出候へハ挨拶、

一、小金井、御馳走人出、御小簾、御先払出候へハ挨拶、同所堀田(懸紙)備中守様御領、十万之内也、

一、蕨柄新田、御手代出ル、御小簾、

一、小山、人馬世話役出ル事も有、

一、俣田、人馬世話役出る事も有、御先払出候事も有、

一、古河、御馳走人出ル、御小簾、御先払出ル、御駕籠脇より挨拶、御城門見ゆる、御番人下座、御駕籠脇より挨拶、同所土井大炊頭様御城下、七万石也、

一、中田、御馳走人出ル、御小簾、

一、栗橋川、土井様御召船御借被遊候へハ川綱御馳走人出ル、御小簾、

一、栗橋、御関所柵少前御出入之御番人出ル、御小簾、御関所御番人ハ繰下候而下座、御駕籠脇より挨拶、

古来者御関所御番人下座候へハ御引戸ニ有之処、文政八御下向之節、御番人へ御小簾上候様被仰付候、

一、幸手、御手代出ル、御小簾、御先払ハ挨拶、

一、杉戸、御手代出ル、御小簾、御先払出候へハ挨拶、

一、粕壁、御手代出ル、御小簾、御先払出候へ

ハ御駕籠脇より挨拶、

- 一、越谷、御手代出ル、御小簾、
  - 一、草下、御手代出ル、御小簾、
  - 一、千住、御手代出ル、御小簾、
- 但上々様御使者出ル、

附録

- 一、御小休ハ大体馬継有之処へ、御供見合之為御小休申上伺候而、被仰付候ハ、御先へ申付、御場所見立を御徒目付へ申通、御後御供へ申通候、御供揃被仰付、宜節ハ、御供宜旨自身申上候事、
- 一、川渡之節御渡被遊候ハ、御見合可申上事、不残役人受渡候ハ、其段可申上候、御渡否、御昼か御小休か、御本陣入之処有之候ハ、御見合之為直ニ夫迄被為入候事も、時ニ寄被仰上るもあるへき事、
- 一、御上下とも久保田喰<sup>(馬脱カ)</sup>丁ニ而馬継也、御下向之節ハ牛嶋御小休、其内馬喰丁迄御供馬を継、荷を付さすへき事也、

定

- 一、一僕召連候ハ、御小簾
- 一、無僕之者、たとへ衣服立派ニ而も、踏込羽織着たりとも、御駕籠脇より挨拶、
- 一、人馬世話役人ハ誰なり而も名を不言、人馬世話役人と披露有之時ハ挨拶、併一僕召連候ハ、御小簾、
- 一、一刀指之者ハ挨拶ニ不及、
- 一、無僕之者ニ而も誰様の御家来誰殿と披露有之時ハ御小簾、
- 一、新庄・船形ニ而人馬世話役人出候時披露と戸沢様より為御馳走人馬世話致と披露、其者踏込羽折ニ而出たり共挨拶ニ不及、是者挨拶之筈、
- 一、誰様ニ而家来何之誰殿と披露有候節ハ、無僕ニ而も御小簾、又左様之節ハ御小簾、口伝、
- 一、当所人馬世話役人、又ハ誰様より為御馳走人馬世話致と披露ニ而、名を不言者ハ挨拶也、又誰様より人馬世話役何之誰と披露有之時ハ御小簾、又其人所ニ寄御小簾、口伝、然共無僕ならハ、世話役人誰殿と有ても御駕籠脇より挨拶か、
- 一、当所何役人と披露して一僕召連之者ハ御小簾、是も口伝、
- 一、人馬世話役何之誰と手札ニ記、差出候得共、

- 其の人品ニ寄、人馬世話役ハ名を不言、只役名計披露致、御中小性の誰也、召連候而名を云共、世話役人之部ハ御駕籠脇より挨拶、惣して一僕召連候ハ、御小簾乎、
- 一、為御馳走誰殿<sup>様</sup>より人馬世話役人と計有之、名を不言時ハ挨拶、又為御馳走人馬世話役人何之誰殿と有之節ハ御小簾、
  - 一、両処之御関所御番人下座、御小簾、下番ハ挨拶、
  - 一、所々別当、御小簾、
  - 一、山形、銅町入口御番所有、御番人下座、御小簾、御関所ハ御番人不出、下番計松原ニ出ル、御駕籠脇より挨拶、
  - 一、廻番目付・御徒目付、御小簾、是も無僕ならハ挨拶、
- 但郷目付御小簾、無僕ならハ御駕籠脇より挨拶、殿付之分ハ御小簾、
- 一、御飛脚之者、通ニ平伏致候へハ、御駕籠脇より通り候と挨拶、又御跡より御徒目付を以御通可成下哉と相伺候節ハ、伺之上通可申、其節ハ挨拶ニ不及、
  - 一、境明神、御先払出ル、挨拶不及、別当出候ニ付、明神不限何方ニ而も別当出候得ハ、御先払ハ挨拶ニ不及、
  - 一、栗橋、御関所御番人、御出入之者、御小簾、

手附之者、御駕籠脇より上り候と挨拶、

一、下戸沢、御関所御番人不出御先払出ル、挨拶、瀬の上御使者出ル、御口上無之、御小簾、口伝、

一、芦野、人馬目付出ル、御小簾、口伝、

一、千住、上々様の御使者、御小簾、

一、御歩行、御馬上之節ハ諸役の扱一切無之、

尤御先払ハ、御馬上之節ハ御駕籠脇より挨拶、

一、若木新田、山伏、御小簾、寺社出候節ハ御小簾、

一、殿付之部ハ御小簾、一僕ニ而も無之時ハ、

御駕籠脇より挨拶、

一、御先ニ飛脚控候節、御駕籠脇より通り候と挨拶、

一、何方ニ而も物影御馳走人出候節、是迄申上来候得共、已来ハ不申上候様、文政元年仰付候、

一、所々御城下御通之節、御門番下座候而も、余り遠く候ハ、過分之声不懸、無言ニ而挨拶致候様被仰付候、尤宜、口伝、

伺之部

一、朝御立之節、御供笠伺可申事、

但御歩行御馬上之節ハ別段伺ニ不及、

一、宿外息抜伺之事、朝計、

一、釵ヶ鼻ニ而御小休伺可申事、  
但御先・御跡へ通し可申事、

一、矢立峠ニ而御小休伺可申事、

一、御挑灯火入之節、

一、御駕籠桐油懸廻之節并御供へ桐油着せ候節、

一、御直之挨拶か不分明之節、

一、所々御関所申上候節、

一、船渡申上候事、

但舟渡ニ而御渡被遊候節、御供不残渡済候ハ、御伺、その渡済候義可申上事、

一、峠下ニ而息抜御免伺可申事、

但難所之内息抜御免と伺可申事、

一、峠下ニ而御野立伺可申事、

但申出次第之事、

一、人馬通り抜ケ伺可申事、

一、馬継有之処ニ而、御跡御供続き不申候ハ、

可申上事、

一、何方ニ而も通下座有之節、御中小性申上候事、

一、御宿入、御昼・御寓上候事、

但宿江入候節、御昼所御宿入と可申上事、

御寓ハ右ニ同、

御小性組之頭勤方

一、千歳山ニ而御家老・御用人江御酒・御吸物被下候事

一、蔵館大日堂江御参詣之事、其節御先ニ駈抜ケ、御先立相勤候事、

尤高伯寺ニ而御小休之事も有、御都合次第之事、

一、忘懸不動尊江御参詣之事、諸事大日ニ替る事なし、

一、碓ヶ関ニ而恐悦之事、国上寺御目見披露、御用人差上候御菓子ハ、御先詰之御小性組へ頂戴之事、

一、峠ニ而御小休之事、

但御小休之節者、何れの所ニ而も人馬通抜伺可申事、

一、大館ニ而佐竹大炊助江御使者之事、取扱諸事、御行列方、

一、一里渡、三丁程前ニ而駕籠よりをり、御船乗可申事、何れの船渡も右之通、

但御供頭より渡場近く相成之旨、御徒目付を以知らせ参候得者、前方心得可有事、

一、大久保ニ而御酒事、

一、湊ニ而佐竹様より御使者、御直答、二階之上迄御目付案内、夫より此方案内披露、御用人を以御菓子被下候事、

一、花館ニ而御本陣江何か被下物之事有者、此方申渡遣可申事、茶室之内ニ菓子飾置、御次江被下候ハ、御行列方へ知らせ可申、御目録被下候故也、

一、湯沢ニ而稻庭温飧、年々御買入被仰付候事、前広伺置、被仰付候ハ、御台所へ可申付事、但大概百把位、

一、尾花沢ニ而柴崎弥左衛門御目見披露、御用人被下物者御目付へ相渡、御行列方ニ而申渡事、

一、館岡ニ而からむし糸御買入被遊候ハ、前方御行列方へ知らせ可申事、老歩位、

一、若木山御参詣御小休か御昼か、

但別当石宝院御目見披露、御用人、

一、山形ニ而恐悅御酒事、

一、櫛下峠不動尊へ御参詣之事、

一、新峠不動尊へ御参詣之事、

一、小坂峠不動尊へ御参詣之事、

但御(テキヤマ) 詰之内人馬通抜伺可申事、

一、境明神江御参詣、御登之節ハ関東明神、御下り之節ハ奥州明神、

但宗宅方ニ而御小休之事、差上物鶏卵之類、尤是迄所、鶏卵差上候間、迎も痛、江戸迄ハ御持せ難被成候間、御料理方ニ

而御用立之儀伺可申事、大概二箱位江戸江御持せ申事、

一、千住ニ而恐悅御酒事、

一、金姫様・御前様・御姫様御使者御取次、此方相勤御逢被仰付候事、

一、出雲守殿・甲斐守殿・与一殿より御使者、

夫々可申上事、

一、津軽屋三右衛門御目見披露、御用人者右者

千住迄限ニ扱之、大略也、

一、金姫様へ御相答、御役人詰候事、

一、御前様へ、御姫様へ御返答、御家老衆申通候事、

一、何れ之御泊所に而も、御着否ヤ御家老・御用人伺御機嫌申上候事、

但常或毎日御逢と申事ニハ無御座思召次

第之事

一、毎朝御家老・御用人出仕、伺御機嫌御逢之

事、

一、毎朝御先立、御家老、江戸前御用人、

一、毎晩御家老衆より封書差上候事、其節御夜詰役ニ御座候得者、翌朝差上候事、

但返事、口伝、

一、御小性組へ、半御道中過御逢被遊候事、其節御菓子頂戴之事、

一、通御供之御徒ニ、小坂峠越、江戸近く相成候而御目見被仰付候事、其節御取合、此方通御供御徒之者と申上、其場ニ而御意之御礼申上候事、

一、御目付に者、御道中二度被遊御逢候事、

一、御野立、御供頭より知せ参候ハ、早速駕籠より下、御前へ相催申事

一、大館町役

山方鹿之助

狩野国松

右之通手札ニ而伺御機嫌罷出候様、御行列方へ手札差出置罷歸り候由、九郎兵衛より申上候、尤国松義者大目付役之由、

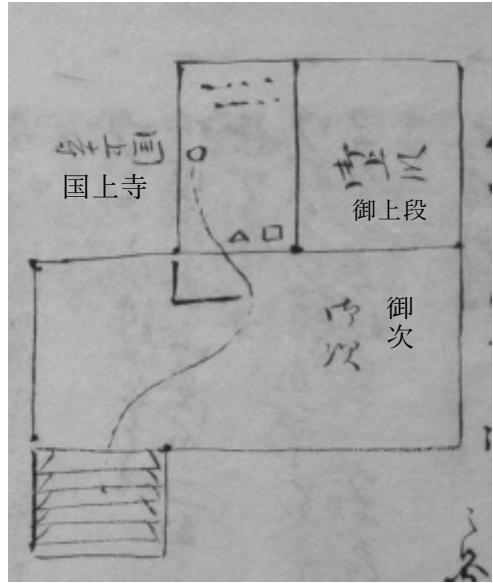
一、今日御着之恐悅、出雲守殿より在邑なれハ

伺御機嫌使者有之、在府なれハ無之旨、

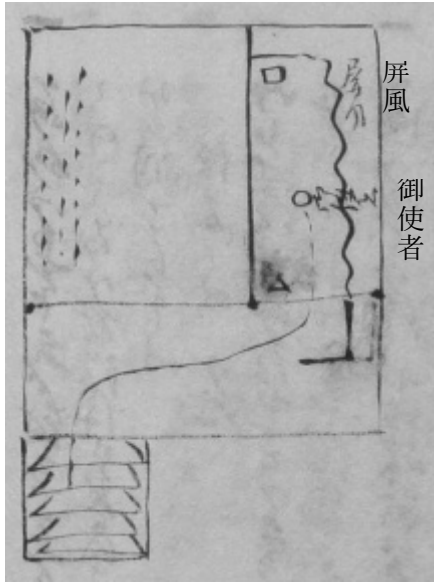
一、御着之処ニ而御のし上之、



一、碓ヶ関二而国上寺御目見之節之図



一、湊二而佐竹様御使者相答之所

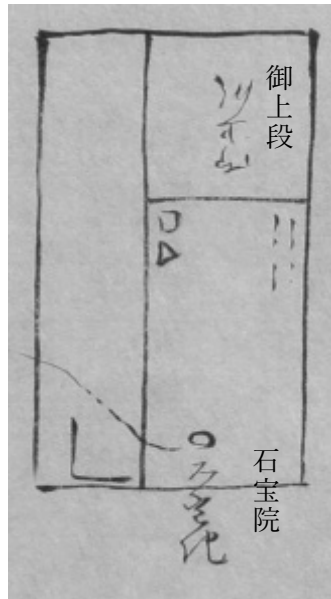


一、尾花沢二而柴崎弥左衛門へ御目見之節

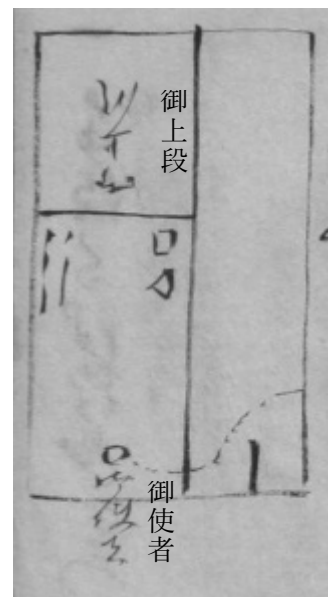


右用人御逢  
御登之節計  
と左兵衛殿  
を以て被仰  
付候  
嘉永四辛亥  
年三月廿日

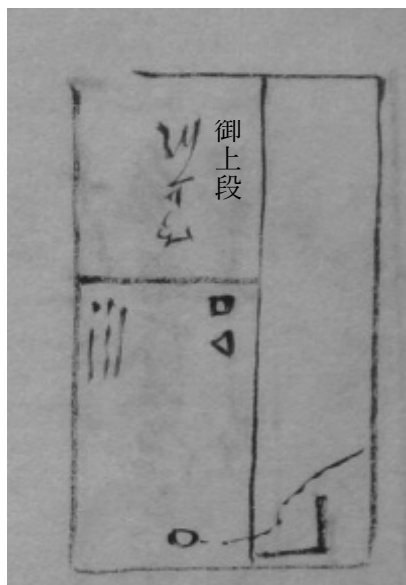
一、若木山二而石宝院御目見之節



一、千住二而金姫様御使者へ御直答之節



一、千住二而津軽屋三右衛門御目見得之節



一、人馬先触五日割場江差出候得共、道中へ  
出候而先触届キ不申候時、追触と申事、自分  
相認、駅場へ差出申、下案左に、

小坂道道中
人馬追触
弘前
何之誰
登
宿付誰

(図下書入)

「厚紙へ認、又は物之内二ツ折、重付、裏へ其日より里数差積、寓日割相認可申事、前二半紙相認候而もよし」

覚

一、人足何人  
本馬何疋  
軽尻何疋

何之誰

津軽越中守殿家中 十一月去ル廿三日、弘前表  
出立今日幾日、何駅村着之処先触何れの駅二而  
相滞候哉相慮不申趣申出候間、追触差出申候、  
前書之通人馬取無滞差出可給候、已上、

安政四丁巳

弘前

十月二十三日

小山内忠右衛門

誰何駅小坂通

江戸表迄

御城下并村々

関所中  
庄屋中

覚

江戸上方登下之面々佐竹様御領長走并院内番所  
前往来之節、笠冠を取、下馬之上、不敬之儀無  
之様会釈之上、可罷通候処、近来心得違之族も  
有之趣二付、已来決而右体不敬之儀無之様、尤  
痛所等有之下馬・下乗難相成節ハ、其段相断罷  
通候様被仰付候、其外心得向之儀、前々被仰付  
候趣急度相守候様、常被仰付候、此旨可被申触  
候、已上、

午十二月

右之趣、北川左膳殿より被仰付候、已上、

十一月廿日

对馬宮内

安政五午年十二月也、

道心得

文化八末年正月松平阿波守様御留守居より大目  
付井上美濃守殿江、道心得方之儀伺出并御附  
札之写左之通

一、御三家様方江者御府内之通相心得候様、

一、日光御門主様へも右同断、

但御府内心得とハ、右御行列者御先払有

之候二付可成程者致脇道、若無扱御行列  
二行掛り候得者、御脇へ寄、供之者迄形  
儀能か、ませ、鎗をふせ可罷在候、勿論  
通り候節傘を用不申、供之者も笠を為取  
可被申事、

一、御撰家方・親王方・門跡方江者、乗輿之俣  
行列片寄罷有、見計可致通行候事

但乗輿之分者其俣、并駕籠之分者下り立、  
惣而下座不為致候事、

一、伝奏方へ者片寄、不差障様、其俣為致通行  
候事、

但惣而下座等無之儀同断、尤右御撰家方  
如伝奏方迄者、先之者御会釈振りも有之  
候得共、享和元西年前許之通相心得不苦  
候二付、大目付井上美濃守殿御差図御座  
候、

一、御茶壺江も同断、

但右御撰家方如此ケ条迄之所、兎角制強

二付、不敬・不礼無之様、其時々趣に寄、  
心得を以為取計候事、

一、寺社御朱印へ者、有来之通片寄、隙合計二  
而一切不差構為致通行候之事、

但行列并惣供共片寄候計二而、馬駕籠并  
諸荷物共其俣差構不申、仮令制強候共、  
其旨及断候、尤通達之節者見計、不礼・

不作法無之様、并行列之外者心得を以笠を為取置、尤雜人手拭杯ハ為取候而罷通り候事、

一、御番頭方御道具類も同断、

但同断、

一、所司代方・御城代方へも同断、

但惣而下馬・下乗為致、并頭立候分押之者為致下座、惣雜人者不為致下座、片寄、

笠・かぶり者为取候計ニ候事、

一、諸役人方、杖払等ニ不抱隙相計ニ而、一切不差構事、

右之通、先々より例格ニ御座候事、

御附札

書面之趣、堂上方へ行逢候節之儀、去ル酉年御達し申候通、相替候儀無之候、御番方御道具往逢候節者道幅半分相譲通行いたし、供回り笠為取候ニ不及、右之外雜人等下し置、日鍵為持候程之者、侍臣ニ候共片寄控候得者、下馬・下乗為致候にも不及候、其外之儀者前々御仕来通りニも可有之候、依之酉年及答候別紙為見合、写相通候、

右写

於旅中撮家・親王家・門跡方へ者乗輿之俣

片寄、控罷有、見計致通行、伝奏衆其外へ者差控不及片寄、不相障様通行候事、

寛文二年

道中控

一、公儀御法令之旨を相守、諸駄賃・貫目御立違背仕間敷事、

一、駄馬乗掛、歩行之者已下迄、高声小歌、惣而無作法無之様可相慎事、并召連候若党・道具持下人等、銘々之かたわらニ引添、脇道不仕様可申付事、

一、往来之旅人江万之無礼仕間敷、相片付、道を讓可罷通候事、

一、道中茶屋・店屋へ下々切々往来いたし、且押買・狼藉仕間敷事、

一、城下宿入之時分、跡先待合無作法無之様、行列見繕可申事、於道中使者往来有之時分者、当番之近習之者罷出、口上承り、伝言任時宜事、

一、銘々宿之儀、宿割之通り可相守、宿之善悪・大小有之共不可及違論事、

一、所々於馬繼、町人馬方不屈之儀有之共、私ニ打擲・刀傷に者不可及、遲滞之子細有之共、頭々へ断可任差凶事、

一、旅籠木賃共ニ、所々の定をも違背不仕相渡可申事、

一、旅泊ニ高声・小歌・博奕・姪乱、無作法之儀有之間敷事、

一、供之面々菅笠<sup>カサ</sup>之儀、道中計ハ下々に至迄着用可致事、

附頭巾・鉢巻等、縦ヒ行列之間隔といふ共不可着、但笠下者可令免許事、

一、道中何方ニ不限、上使或者御直衆被通候儀、其外不依何品相嗜風説承り候ハ、意趣有之候といふ共、於道中喧嘩口論仕間敷候、若堪忍不仕輩有之ハ、道理在りといふ共可属非分事、

一、昼休・寓共於宿々、他所衆往来之節見物、無礼緩怠之体堅仕間敷事、

一、於泊々、所々見物遊山罷出間敷事、

一、於泊々、未明にしたため、下知次第早速罷立候様用意いたすへき事、

一、於泊々、自分之火之用心念を入可申候、若其所出火有之ハ早速本陣へ相詰、可得差凶事、

附火事羽織・頭巾・裁付可為用意之事、

一、先番之輩、早速本陣へ罷出、諸事見繕可仕事、

但所々火事之節之声、心得可有之事、

一、於其所ニ、他所衆喧嘩之輩有之共、一切不可出合事、

一、鎗印・小荷駄印、可為一様事、

一、於他所領若伝馬之馳走ハ、取勝ニ不仕、役人之可任下知事、

一、於船渡、先渡之道具次第、不乱様ニ可相渡事、并役人之下知無之乗急仕間敷事、

但船より二・三十間程隔て、其行列之俣

二下馬仕、下知を相待、差図次第荷馬共

二乗候様可仕候、尤召仕之者へ此段兼々

可申付事、

右之旨を堅可相守者也、

辰五月

一、御貸人・自分家来手当給料

御貸人

立前 二朱手当

山形二而 二朱

自分家来

立前 壹歩

山形二而 貳朱

御貸人ハ昼・旅籠錢ハ不遣、残り計なるへ

し、自分家来ハ昼・旅籠一日六十文ツ、

一、詰合中御貸人給金

御貸人者二人扶持之内、一人扶持者主人方へ

入れ候而一ヶ年給金壹両貳歩、自分家来も給

金ハ同様也、凡而家来之給金錠と馳走仕るへ

し、遅々ニ有之候、近頃安政五戊午年六月、家来共より申出候に者、御住居御側役二而ハ

御貸人扶持を不入、其上月々詰役錢として壹朱ツ、呉候よし、自分家来ハ扶持米余り候を

呉候よし、我等已前御側役初而承り候時ハ、

立前 壹歩、

七月 貳歩、

十二月 貳歩、

立前 壹歩、

都合壹両貳歩差遣候、

一、覚書之事

嘉永四辛亥年三月廿日御登之節ハ、御道中

二而御手当、御簾番壹両、御小性抱三歩貳

朱被下置候、

一、御酒事

江戸御立日之初御寓

半御道中

湊、元者大久保二而

碇ヶ関

一、御番割

二人之節ハ御供終日、

三人之節ハ御供半日代り、

四人之節は一人御小休、

御番入ハ

江戸御立之初泊ハ輩頭より入、

御国御立之日ハ末ノ輩より勤ム、

一、御目付御逢ハ二度、初御菓子頂戴、二度目無之、於御前御近習・坊主出之、御小性組同

断、万延元年申九月、両組御警衛ニも御菓子被下、御目見両度、御菓子ハ御側役詰所ニ而

被下之、

【謝辞】

この資料紹介の執筆にあたり、弘前大学名誉教授の長谷川成一氏に御協力を頂いた。ここに感謝を申し上げます。

太田原慶子 青森県立郷土館 学芸 主幹

佐藤 良宣 同 学芸 主幹

滝本 敦 同 主任学芸主査

〒030-0802 青森市本町二丁目8-14

本田 伸 青森県立青森商業高等学校教諭

〒030-0951 青森市戸山字安原7-1

152頁・上段・14行目	伏拝の坂上まで		伏拝の坂上迄
152頁・上段・2行目	是より北の方会津の		是より北の方会津の
158頁・上段・6行目	△船渡、川綱、		△船渡、川綱、(空白を詰める)
158頁・上段・5行目	天神堂 有、		天神堂有、(空白を詰める)
160頁・中段・24～25行目	阿弥陀堂有、		阿弥陀堂あり、
161頁・中段・16行目	※ ※		(抹消)
161頁・中段・25行目	(この行の後ろに挿入)		一、十日町 二十軒程、下端神明社有、
162頁・下段・20行目	∴下端赤坂三ツ有、∴		∴下端赤坂三ツ有、∴
163頁・下段・13行目	※十一丁上中川原内(塚)、六郷迄 ∴		十一丁上中川原内(塚)、※六郷迄 ∴
163頁・下段・7行目	∴八幡社有、藏院、真言、∴		∴八幡社有、金藏院、真言、∴
165頁・中段・1行目	(朱書)又四十軒 三十軒程		(朱書)四・五軒 三十軒程
166頁・中段・22行目	本 四十文		本 四十三文
170頁・下段・19行目	一、下土手町		一、土手町 (「下」を抹消)
170頁・下段・18行目	一、土手町		一、下土手町
頁・段・行	誤		正

139 頁・上段・24行目	一、埋堀町	※(点羽)「埋堀」 一、 <b>※外手町</b>
141 頁・上段・20行目	一、和田村 六・七軒程	一、和田村 六・七軒程 (3字上げる)
141 頁・上段・10～11頁	宿中寺三宇あり、	宿中寺三宇 <b>有</b>
144 頁・下段・18行目	御代官領、	御代領 (「代官」の「官」の字を <b>削除</b> )
144 頁・上段・5行目	野州河内郡御代官領、	野州河内郡御代領、 (「代官」の「官」の字を <b>削除</b> )
148 頁・中段・9行目	御上下之節両者へ御参詣被遊候、	御上下之節両 <b>社</b> へ御参詣被遊候、
148 頁・上段・8行目	宝暦十二年午年夏の勸進の由といふ、	宝暦十二年午年夏の勸 <b>請</b> の由といふ、
149 頁・中段・7行目	右両境杭、	右両 <b>塚</b> 杭、
150 頁・下段・6行目	夫	夫 <b>五十文</b>
150 頁・上段・22行目	下端左り川	下端 <b>さり</b> 川
152 頁・上段・13行目	御領地	御 <b>預</b> 地
頁・段・行	誤	正